

# かむバック支援助成金 のご案内

(再雇用者評価処遇コース)

**再雇用を考えている事業主の皆様！おトクな助成金があります。**

- \* 妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職を含む）を理由とした**退職者**について
- \* 適切に評価され、配置・処遇される**再雇用制度を導入し**、希望する者を**再雇用した事業主に支給**します。



## 【支給額】

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。生産性要件については厚生労働省HPをご参照ください。

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

- \* 1事業主あたり**5人まで**支給。
- \* 期間の定めのない雇用契約締結後、上記額を継続雇用**6か月後**、継続雇用**1年後の2回**に分けて半額ずつ支給します。（同一対象労働者について）

詳しい支給の要件や手続、生産性要件等、その他、ご不明点については**厚生労働省HP**を参照いただくか、申請する管轄の**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 [検索](#)



## 【支給要件】

対象となる労働者に対して以下の取組を講じた場合に支給となります。

★**妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職も含む）を理由とした退職者**について、**退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入**すること。

※過去に再雇用制度を設けている場合であっても、要件に沿った制度内容に改正すれば対象となりますが、改正日以降の再雇用について対象となります。

★上記制度に基づき、**離職後1年以上経過**している対象者を**再雇用し、無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用**し、支給申請日においても雇用していること。

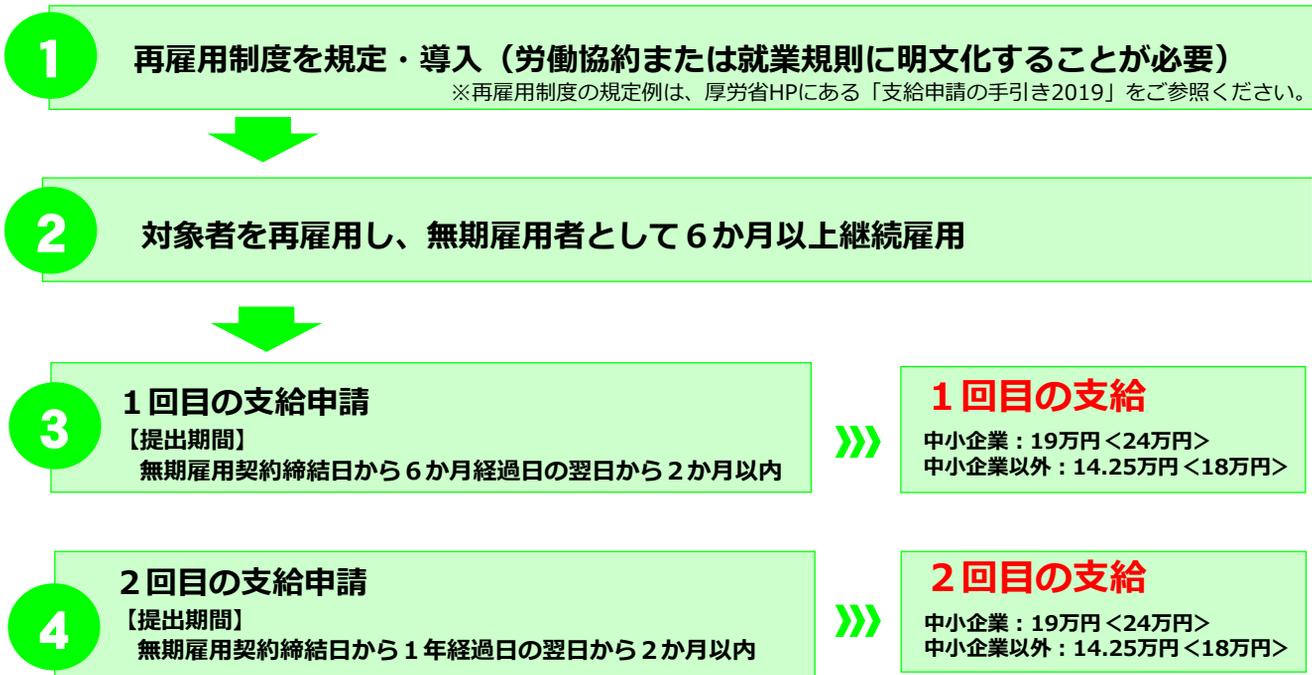
※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用契約を締結後、6ヶ月以上継続して雇用すれば対象となります。

### （対象となる労働者）

- ・退職時または退職後に、**退職理由と再雇用の希望を申し出ていた**ことが書面で確認できること。
- ・支給対象事業主または関連事業主の事業所を退職した日の前日において、当該事業主等の**雇用保険被保険者として継続して雇用されていた期間が1年以上**あること。  
※関連事業主とは、人事、雇用管理等の状況から見て支給対象事業主と密接な関係にある事業主をいいます。
- ・退職後、再雇用に係る採用日の前日までに、支給対象事業主または関連事業主と雇用、請負、委任の関係もしくは出向、派遣、請負、委任の関係により当該事業主等の事業所において就労していないこと。
- ・再雇用日において、**退職の日の翌日から起算して1年以上が経過**していること。

※下記以外にも要件がありますので、詳細は厚労省HPにある「支給申請の手引き2019」をご参照ください。

## 【手続き・支給の流れ】



<>内は生産性要件を満たした場合の額です。  
金額は1人目の場合。